

## **PwC Tax Insight (No.18/2017)**

### 外国人事業法によるサービス業への規制が緩和

**Issue 16 August 2017**



.....  
外国人事業法によるサービス業への規制が一部改訂されました。  
.....

外国人事業法1999年(ActB.E.2542)では、タイで事業を行う外国人に対し事業規制を行っていますが、商務省は一部のサービス事業については関連当局からの許認可取得を不要とする財務省令を発行しました。

この改定は、制限対象リストから一部のサービス業を除外することにより、外国人投資家がより投資しやすくなることを目的としています。

2017年6月9日に施行された改定条項の詳細は次のとおりです。：

以下のサービス業はタイ投資家が外国人投資家に対して十分な競争力をもったと見做された事業で、外国人事業法の規制事業リスト3 (21)から除外されました。

- 1.金融機関事業法に基づく金融機関、事業に関連する或いは必要な金融業務、その他金融業務および金融グループ会社の事業;
  - a)商業銀行
  - b)銀行駐在員事務所
  - c)イスラム法に基づく金融サービス
  - d)金融機関代理業
  - e)顧客の指示による引出し条件付きの預金および預託
  - f)個人的買い戻し(Private Repurchase)の請負
  - g)輸出保険または信用保証について、保険申請を受理し、保険会社から顧客のために保険料またはサービス料を徴収する代理業

- h) 金融機関、金融グループ会社、タイ中央銀行および政府機関に金融サービスを提供する業務
- i) 不動産の賃貸
- j) 貸付債権の譲渡の購入または受諾
- k) キャッシュマネジメントサービス
- l) 顧客の業務に関する文書作成等サービス
- m) 債務支払代理業および申請受諾代理業
- n) ハイヤーパーチェス業とリース業

2. 資産運用会社法に基づく資産運用事業

3. ビザおよび労働許可サービスセンターの設立に関する首相府規則1997年 (B.E.2504) に基づく国際貿易会社の駐在員事務所

4. ビザおよび労働許可サービスセンターの設立に関する首相府規則1997年 (B.E.2504) に基づく国際貿易会社の地域統括事務所

5. 予算手続法が適用される政府機関のサービス業

6. 予算手続法が適用される国営企業のサービス業

上記のサービス業について外国人が許認可を取得する必要がなくなる以前から外人事業法リスト3(21)から除外されていた事業は以下のサービス業です。これらの事業も外人事業法の許認可を受ける必要はありません。

1. 有価証券取引法に基づく証券取引等の業務:

- a) 証券取引
- b) 投資コンサルティング
- c) 証券引受
- d) 証券借入および貸出
- e) ミューチュアルファンドマネジメント
- f) 私設ファンドマネジメント
- g) ベンチャーキャピタルマネジメント
- h) 証券業務向け貸付
- i) ファイナンシャル・アドバイザリー・サービス
- j) 証券登録機関
- k) 証券会社またはデリバティブトレーダーの資産の信託業
- l) 私設ファンド管理者
- m) ミューチュアルファンド管理者
- n) 債券保有者の代表業

2. デリバティブ関連法に基づくデリバティブ事業:

- a) デリバティブディーラー
- b) デリバティブアドバイザー
- c) デリバティブファンドマネージャー

3. 市場取引のための信託法に基づく受託業

4. 生命保険業法に基づく生命保険業

5. 損害保険事業法に基づく損害保険事業

追記:外人事業法の制限対象から外れても、他の法律による規制がある場合は、その他の法律の制限に縛られます。今回の変更で他の法律の制限が無いのは、3. 駐在員事務所と 4. 地域統括事務所のみです。その他は、外人事業法に基づく許認可を追加で取得する必要が無くなったという内容であることにご注意下さい。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers  
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Vunnipa Ruamrangsri  
Thiti Siriphairoj  
Rujisaya Bubpaprohm

日本企業部 (Direct Telephone)  
魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) [atsushi.uozumi@th.pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@th.pwc.com)  
武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) [jun.takebe@th.pwc.com](mailto:jun.takebe@th.pwc.com)  
桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) [aiko.kuwaki@th.pwc.com](mailto:aiko.kuwaki@th.pwc.com)  
熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) [kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com](mailto:kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com)  
名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) [tatsuki.nakaishi@th.pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@th.pwc.com)  
山本 真弓 (0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385) [mayumi.yamamoto@th.pwc.com](mailto:mayumi.yamamoto@th.pwc.com)  
松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) [matsushita.shuntaro@th.pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@th.pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at [www.pwc.com/th](http://www.pwc.com/th).